

## 退職互助制度加入申込書（様式No.01-020）記入例

退職役職員互助制度 加入申込書

令和 〇年 〇月 〇日

一般社団法人  
岩手県農林漁業団体役職員連盟 御中

私は、貴連盟退職役職員互助制度の趣旨に賛同し、制度概要の内容を確認及び同意のうえ、加入申込みをいたします。

所属団体名	〇〇〇〇組合										
① 会員番号	団体コード				会員コード				(フリガナ)	シヨクレン ゴロウ	
	1	4	0	5	0	1	2	3	会員氏名	職連 五郎	②
生年月日			③	年齢	性別		④		加入年月日		
S・H	〇年 8月 11日		30才	男・女		令和 〇年 8月 1日					
								標準給与月額			
								⑤		200 千円	

上記の加入申込みは、事実と相違ないことを認めます。

令和 〇年 8月 15日

団体名 〇〇〇〇組合  
代表者名 〇〇 〇〇

01-020

印

①会員番号は、役職連の会員番号を記入してください。

②押印漏れにご注意ください。  
※加入者は制度概要を確認のうえ加入ください。

③誕生月末の年齢を記入してください。

④互助制度への加入年月日を記入してください。

⑤健康保険（協会けんぽ・健保組合）で決定された標準報酬月額を記入してください。

提出期限：加入月の 20 日  
(休日の場合は前営業日)

役職連で加入処理完了後（毎月 15 日頃）団体宛に加入承認書が送付されます。

## 退職互助制度とは？（互助制度は任意の制度です）

現職会員の満 30 歳以上が加入し、在職中に原則 20 年間保険料を継続して積立てることにより、退職後に医療費給付が受けられる制度です。（60 歳の誕生日から終身・配偶者も同条件の給付）

**制度加入資格**（①②の条件を満たしている方が加入できます。）

- ① 満 30 歳以上の会員
- ② 加入月から定年退職月までの積立期間が 10 年(120 か月)以上ある方

### 互助制度 加入手続

「退職互助制度 加入申込書」（様式No.01-020）を提出します。

- ・既に役職連会員の方は満 30 歳の誕生日から加入できます。
- ・満 30 歳以上で新たに会員になる方は「連盟加入申込（No.01-010）」と同時に提出してください。